

介護老人保健施設ケアポート栗東（短期入所療養介護） 重要事項説明書

（令和 8 年 8 月 1 日）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 社会福祉法人^{（有限会社）}済生会支部滋賀県済生会
介護老人保健施設 ケアポート栗東
- ・開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- ・所在地 滋賀県栗東市大橋二丁目 8 番 2 号
- ・電話番号 077-551-2600
- ・ファックス番号 077-551-2609
- ・管理者名 吉岡 誠
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（ 2551280015 号 ）
- ・ホームページ <http://careport-rittou.jp/>

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの短期入所療養介護サービスを提供することで、ご本人の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、ご本人が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような基本理念と運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔基本理念〕

- やさしさと笑顔あふれるケアポート栗東

〔運営方針〕

- ケアポート栗東は、信頼と安心のサービスを提供します
- 地域の皆様が、住み慣れた地域で尊厳と希望を持ちながら生活できるよう支援します
- 職員は、仕事と職場に誇りを持ち、不断の自己研鑽と業務改善に努めます

（３）施設の職員体制及び業務内容

	入所サービス（短期入所含）	業 務 内 容
管理者	1 名以上	従業者の管理・指導
医師	1 名以上	医学的評価、日常診療、利用者と職員の健康管理
薬剤師	0.3 名以上	調剤、服薬指導
看護職員	33 名以上	看護、医師の指示による処置
介護職員		介護、日常生活の援助
支援相談員	1 名以上	相談、家族・関係機関との連絡調整、苦情等対応
理学・作業療法士 言語聴覚士	5 名以上	リハビリテーション、家族等への指導と相談
管理栄養士	1 名以上	献立の作成、栄養管理と指導
介護支援専門員	1 名以上	施設サービス計画の作成
事務職員、労務員	5 名以上	保険請求、庶務等一般事務、送迎、営繕

（４）介護老人保健施設（短期入所療養介護および介護予防短期入所療養介護を含む）

定 員：100 名 （一般棟 55 名、認知症専門棟 45 名）

療養室：個室 8 室、4 人部屋 23 室

（５）介護保険被保険者証等の確認：ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証を確認させていただきます。

（６）窓口営業日及び営業時間：

ご利用の相談、事務手続き等

・営業日 ： 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

土曜日は日直体制

・営業時間： 8時30分～17時00分

2. サービス内容及び利用料金

（１）サービスの内容

- 短期入所療養介護計画書の立案
- 食事 食事は原則として食堂でおとりいただきます。管理栄養士により、ご本人の栄養ならびに、嗜好を考慮した献立を行います。また、医師の判断で治療食が必要な方には療養食を提供します。
朝食 8時00分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～
- 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要するご本人には特別浴槽で対応します。週に最低2回ご利用いただきます。ただし、ご本人の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- 排泄 ご本人の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- 離床、着替え、整容等 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。シーツ交換は週1回実施します。

- 健康管理
介護老人保健施設は入院・治療の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご本人の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- 介護
短期入所療養介護計画に基づいて実施します。
- 個別リハビリテーション
ご本人の心身の状況や目標に応じた個別リハビリテーションを行い、心身機能の維持・向上に努めます。退所先の環境を考慮した評価、練習、福祉用具の選定をおこないます。
- 送迎サービス ご自宅から施設までの送迎を行います（送迎範囲は別紙参照ください）。
- 相談援助サービス ご本人とご家族からのご相談に応じます。
- ご本人が選定する特別な食事の提供
- 理美容サービス
理美容サービスを業者により実施します。ご希望の方は事務所までご相談ください。
＊理美容サービスは、別途料金をいただきます。
- 行政手続代行
- その他
＊これらのサービスのなかには、ご本人の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

（２）サービスの利用料金

介護保険給付の対象となるサービスの提供を受けた場合は、負担割合証の各割合に応じた差額が介護保険から給付されます。サービスの利用料金（１日あたり）については別の料金表を参照ください。

負担限度額認定証をお持ちの方は、必ずご利用開始時にご提示ください。ご提示がない場合は、減額の対象とならない場合がございます。

ご本人が介護保険の適用を受けていない場合、又は、介護給付の対象とならないサービスの提供を受けた場合は、利用料の全額が自己負担となります。

- ＊ 当施設は、社会福祉法第２条第３項の規定による社会福祉の精神に基づいて、生計困窮者等に対して無料又は低額で施設をご利用いただける制度があります。詳しくは支援相談員にご相談ください。

（３）利用料金のお支払い方法

利用料金のお支払いは、月末締めで翌月の 15 日頃（を目安）に請求書を配付致しますので、請求月の末日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。

- （ア）銀行からの自動引き落とし（滋賀銀行、関西みらい銀行、農協 等）
- （イ）請求書に記載の指定口座へのお振り込み（振込手数料はご本人負担となります）
- （ウ）窓口での現金払い

※いずれの場合も領収書の再発行はできません。

（４）医療費控除について

短期入所療養介護費・食費・居住費及び加算料金は医療費控除の対象となります。その他の利用料金は医療費控除の対象とはなりません。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。ご本人の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。また、緊急の場合には、「利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

・協力医療機関

- ・名 称 社会福祉法人<sup>医療
財団</sup>済生会滋賀県病院
- ・住 所 滋賀県栗東市大橋二丁目 4 番 1 号
- ・電 話 077-552-1221

・協力歯科医療機関

- ・名 称 岩田歯科医院
- ・住 所 滋賀県栗東市手原 5-7-10
- ・電 話 077-552-7060

4. 受診について

介護老人保健施設（短期入所療養介護）は、病気があっても病状が安定している方が利用する施設ですので、利用期間中（外出中も含む）は、原則として他の医療機関で健康保険証が使用できなくなります。（但し、一定の決められた内容と歯科は除きます。）

- ・ **薬について：**短期入所療養介護開始日の前日までに、主治医の先生から、必ず利用日数分の薬をお受け取りいただき、ご準備ください。入所中は主治医の先生に薬をもらう事は出来ません。（また、内服薬の説明書（薬剤情報）を持参して下さい）
- ・ **入院になった場合：**病状が悪化し、入院となった場合は、介護保険の関係上退所となりますのでご了承の上、荷物はお持ち帰りください。

5. 身体的拘束廃止について

ご本人等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束、制限はおこないません。（身体拘束の例としては、ベッドを4つの柵で囲ったり、車いすを利用されている方に、安全ベルトをしたりすること含みます。）

身体拘束はご本人の生活の自由を制限することであり、ご本人の尊厳ある生活を阻むものです。当施設はご本人の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し身体拘束をしないケアの実施に努めます。

6. 高齢者虐待防止について

当施設は、ご本人等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 吉岡 誠
-------------	----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年一回以上実施します。

(5) 介護相談員の受け入れをしています。

(6) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

7. 事故の発生について（事故の危険性について）

ご本人は自宅と同様、滑落や転倒、それらによる打撲や骨折、誤嚥や呼吸困難等が当施設におきまして、普通におこると考えられます（実際この様な事は起こっております）。もちろん、職員は事故がおこる事の無いよう、職務に従事しておりますが、職員の勤務体制が日勤帯でも実質約6人の利用者に対し1人となっており、1対1の介護が出来ない状態にあることのご理解と、ご本人のご家族の協力をお願いすることがあります。

(1) 「普通に起こると考えられる事故」が起こった場合

当施設が契約に準じ、通常の職務を遂行している中で、前述の「普通に起こると考えられる事故」が起こった場合には、その旨をご家族に連絡いたします。その結果、受診が必要と判断した場合は、医療機関へ搬送するものとします。

(2) 他の事故が起こった場合

当施設が契約に反し、または介護等の不手際により事故が起こった場合、その旨をご家族に連絡し、適切な処置行います。また、当施設は損害保険にも加入していますので、その対応が必要とお考えになった際にはご相談下さい。

8. 非常災害対策

- ・防災設備・・・スプリンクラー、消火器、自動火災報知、非常放送、避難器具、誘導灯
- ・防災訓練及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上（うち1回は夜間を想定）

9. 個人情報保護について

(1) 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得たご本人又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ ご本人が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

- ④ ご本人に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
 - ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- （２）次の各号についての情報提供については、当施設は、ご本人及び身元引受人から、予め同意を得た上で行なうこととします。
- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、ご本人個人を特定できないように匿名化し使用することを厳守します。
 - ③ 当施設は、ご本人の顔や様子をビデオや写真に撮り、記録・広報・研修発表等に利用する場合、ご本人の不利益になることのないように十分留意することとします。
- （３）１．２項に掲げる事項については、介護老人保健施設サービス終了後及び職員の退職後も同様の扱いとします。

１０．ご本人の記録や情報の管理、開示について

当施設では、ご本人の記録や情報を管理し、ご本人の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸経費は、ご本人の負担となります）

１１．要望・苦情対応等について

１階の事務所に備え付けの「ご意見箱」に文書にて投函して申し出いただくことができます。また、「苦情・相談窓口」が事務所に設置してありますので、窓口担当の支援相談員（電話：０７７－５５１－２６００）にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

当施設以外にも申し出ることができます。

- ・各市役所等の介護保険担当窓口

- 栗東市：長寿福祉課介護保険係 電話：０７７-５５１-０２８１

- 草津市：健康福祉部介護保険課介護保険係 電話：０７７-５６１-２３６９

- 守山市：健康福祉部介護保険課 電話：０７７-５８２-１１２７

- 野洲市：健康福祉部高齢福祉課 電話：０７７-５８７-６０７４

- ・あんしん・なっとく委員会（滋賀県運営適正化委員会） 電話：０７７-５６７-４１０７

- ・滋賀県国民健康保険団体連合会 苦情専用電話：０７７-５１０-６６０５

１２．施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事 特段の事情がない限り施設の提供する食事を食堂にてお召し上がりいただきます。
- ・食べ物の持ち込み 食べ物の持ちこみは必ず職員にお知らせください。食事量が減るなど、食事に影響がでない程度の量でお願いします。また、食中毒の時期にかかわらず生ものを避けていただき、持ち込まれたものについては居室内で腐敗する恐れがありますのでお持ち帰りください。

治療食（水分制限を含む）を食べておられる方がいるため、同室者や他の利用者の方におやつや物品を配ることは禁止します。

- ・面会 面会時間は全日 9：00～19：00 です。
 ※インフルエンザ等流行時は、面会を規制させていただいています。
1 階（玄関をって左側の部屋）でうがい・手洗いを済ませの上、各療養棟のサービスステーションに備え付けの面会簿に必ずご記入ください。居室内での面会
 は他の利用者の迷惑にならないよう、短時間をお願いします。
 面会の注意：毎年風邪、インフルエンザなど感染症が流行し、多くの方々が重症にな
 ったり、不幸にして死亡したりする例も伝えられます。特に当施設においては、高
 齢者の集団生活でもありますので、季節に関係なく、施設内で簡単に流行し重症化
 してしまうことが予測されます。そのため、面会者が風邪症状（咳・発熱など）のあ
 る方は面会をご遠慮ください。職員が要件を代行しますので、荷物などは、1 階の
 事務所にお預けください。
- ・消灯時間 消灯時間は 21：00 とします。
- ・外出・外泊 必ず「外出・外泊届」をご記入の上、職員までお渡しください。
 特に外泊の場合は、前日の午前中までに日程をご連絡ください。出発と到着
 は面会時間内をお願いします。
 ※面会規制時期は、外出・外泊はご遠慮いただいております。
- ・喫煙 施設敷地内及び建物内を許可していません。（全面禁煙）
- ・飲酒 施設長が許可する場合の施設行事以外は禁止します。
- ・火気の取扱い 発火の恐れのある物品を施設内に持ち込まないでください。
- ・設備・備品の利用 常に整理整頓を心掛けて丁寧にお取り扱いください。
- ・所持品 所持品には必ず氏名をご記入ください。紛失防止の為に全てのものに必ず名前を
 記入して下さい。紛失の際の責任は負いかねますので、ご注意ください。また、持ち
 主不明の持参品は、発見日より 1 週間施設で保管し提示します。持ち主が見つから
 ない場合は、こちらで処分させていただきますのでご了承下さい。なお、所在不明
 の物が判明しましたらただちに職員にご連絡ください。
- ・備品等の持ち込み 居室内で使用する電化製品（テレビ・ラジオ・電気毛布など）の持ち
 込みは 1 機種あたり、50 円+消費税/日ご負担いただきます。持参さ
 れましたときは、職員にお声かけください。また、ご使用にならない
 電化製品は職員にお声かけのうえ、お持ち帰り願います。
- ・金銭・貴重品の管理 お金は小銭程度にし、貴重品はお持ちいただかないようお願い致し
 ます。ご本人又はご家族で責任もって保管してください。
- ・洗濯について 洗濯は原則として各家庭でしていただくことになっています。入浴日
 （週 2 回）の夕方か翌日に来所していただき、衣類の交換をお願い致
 します。4 階に洗濯機・乾燥機を設備しております。（それぞれ 1 回
 200 円）。その際は、洗剤を持参ください。
- ・居室の変更について 入所中の棟、部屋、ベッドの位置およびその変更は、当施設で決めさ
 せていただきます（個室利用時は差額が発生します）。

- ・認知症専門（3階）棟について 加齢や病気が原因で記憶及び知的能力が低下し、日常生活に支障をきたしている状態の方がご利用の対象となります。
 - エレベーターがロックされています。
 - タンスに鍵が掛かっています。
 - ナースコールはありません。
 上記が、一般（2階）棟とは異なりますのでご了承ください。

- ・外出時等の施設外での受診 入所された場合は原則として他の医療機関では保険証が使用できません（一定の決められた内容と歯科を除く）。受診が必要の際には必ず当施設までご連絡ください。
- ・宗教活動は他の利用者に迷惑にならないようご注意ください。
- ・ペットの持ち込みはご遠慮ください。

1 3. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご本人の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

1 4. 利用が困難になる場合（契約解除となる場合）

下記の項目に該当する場合は、退所予定日の前であっても、ご家族にご連絡させていただき、退所をお願いさせていただきます。

- ① ご本人が要介護認定において自立・要支援 1・要支援 2 と認定された場合
- ② ご本人の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な入所サービスの提供を超えると判断された場合
- ③ ご本人及び身元引受人が、利用料金を 3 か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず 10 日間以内に支払われない場合
- ④ ご本人又はご家族（身元引受人等）が当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、暴力行為・暴言・誹謗中傷・ハラスメント等、反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用頂くことができない場合

1 5. 利用者からの契約解除について

利用者は当施設に対し、いつでも契約の解除を申し出る事ができます。この場合、1 カ月以上の予告期間をもって申し出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

当施設が次のいずれかに該当する場合には、利用者は直ちに契約を解除することができます。

- （1） 当施設が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及び契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を行った場合
- （2） 当施設が、守秘義務に違反した場合
- （3） 当施設が、破産等事業を継続する見通しが困難になった場合
- （4） 当施設が故意または過失により利用者・ご家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は、著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合

16. 実習生の受け入れ

当施設では年間を通じて看護・介護職等をを目指す学生などの実習を受け入れる場合があります。実習で利用者と接する事は、将来の看護・介護職等をを目指す学生などにとって講義などで学ぶ以上に得る物が多く、当施設としても可能な限り受け入れております。実習の目的をご理解いただき、ご協力ください。これらの実習生には職員と同じ秘密の保持義務があり、必ず職員の指導のもとで実習することとします。実習生の受け入れについて不都合のある方は職員までお申し出ください。

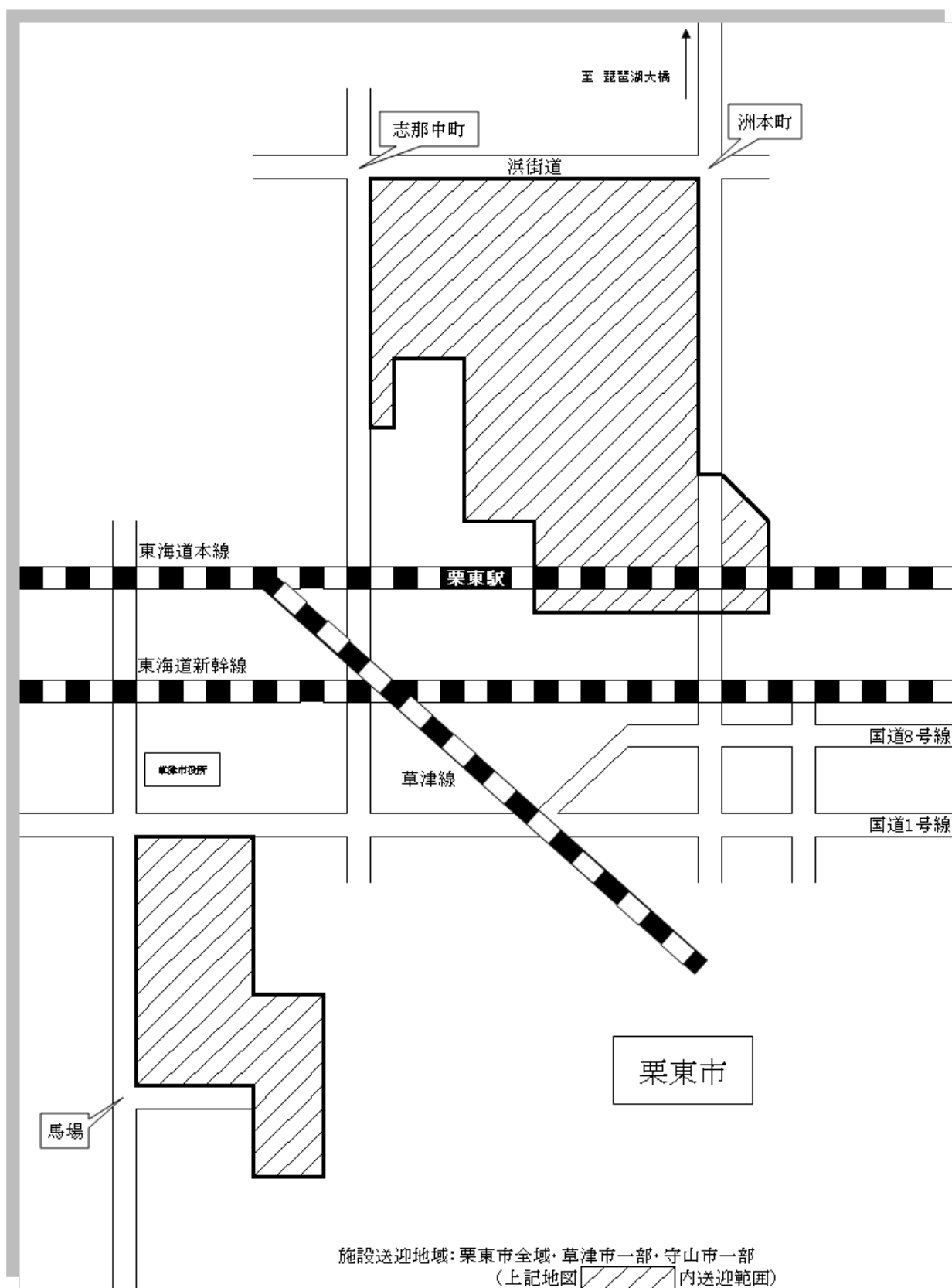
17. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について

- ・アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組み：あり
意見箱：毎月末 結果の公表：あり
利用者満足度アンケート：毎年6月 結果の公表：あり
- ・滋賀県健康福祉サービス第三者評価の実施：なし 結果の公表：なし
- ・その他機関による第三者評価の実施：なし 結果の公表：なし

18. その他

当施設では、ご本人やご家族、その他関係者からの贈り物の受け取りはお断りさせていただきます。お中元やお歳暮につきましてもお返しさせて頂いておりますので、ご理解いただきますよう宜しくお願い致します。

施設送迎範囲：



通常の業務で想定される個人情報の利用目的

【ご本人への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔ケアポート栗東内部での利用〕

- ◎ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ◎ 介護保険事務
- ◎ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち、
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 質向上・安全確保・医療、介護事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - ・ 当該利用者への介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供〕

- ◎ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携（サービス担当者会議等）
 - ・ 他の医療機関や介護サービス事業者からの照会への回答
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等への意見・助言を求める場合
 - ・ 検体検査業務の委託・その他の業務委託
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ◎ 介護保険事務のうち、
 - ・ 審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ◎ 賠償責任保険などに係る、医療・介護に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ◎ 第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

【上記以外の利用目的】

〔当施設での利用〕

- ◎ 当施設の管理運営業務のうち、
 - ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 医師・看護師・理学療法士等リハ専門職・介護専門職・関連事務職等の学生実習への協力
 - ・ 医師・看護師・理学療法士等リハ専門職・介護専門職・関連事務職等の教育・研修
 - ・ 当施設において行われる事例研究
 - ・ 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

〔学会・医学誌等への発表〕

- ◎ 特定の患者・利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ◎ 当施設の管理運営業務のうち、
 - ・ 外部監査機関への情報提供
 - ・ 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

ケアポート栗東 料金表（短期入所療養介護サービス）

＊１日あたりの料金（介護保険適用分）

	介護度	療養費 １日あたり			☑
		１割	２割	３割	
個室をご利用の方 介護保健施設短期入所療養介護費Ⅰ-ⅱ	要介護１	８５６円	１，７１２円	２，５６８円	
	要介護２	９３４円	１，８６７円	２，８００円	
	要介護３	１，００２円	２，００３円	３，００４円	
	要介護４	１，０６３円	２，１２６円	３，１８９円	
	要介護５	１，１２３円	２，２４５円	３，３６７円	
多床室（４人部屋）をご利用の方 介護保健施設短期入所療養介護費Ⅰ-ⅳ	要介護１	９４３円	１，８８５円	２，８２８円	
	要介護２	１，０２３円	２，０４６円	３，０６９円	
	要介護３	１，０９１円	２，１８２円	３，２７３円	
	要介護４	１，１５２円	２，３０３円	３，４５５円	
	要介護５	１，２１４円	２，４２７円	３，６４０円	

項目	加算額 １割 日（回）	加算額 ２割 日（回）	加算額 ３割 日（回）	内容	☑
サービス提供 体制強化加算（Ⅰ）	２３円	４６円	６９円	介護職員の総数のうち、 介護福祉士の占める割合 が１００分の ８０ 以上で ある場合に加算	✓
夜勤職員配 置加算	２５円	５０円	７５円	厚生労働大臣が定める夜 勤を行う職員の勤務条件 に関する基準を満たす場 合、１日につき左記の料 金加算	✓
個別リハ ビリテー ション実 施加算	２５１円	５０２円	７５３円	理学療法士などが個別 にリハビリテーション を行った場合に加算	

認知症ケア 加算	80円	159円	239円	認知症専門棟（3階）においてサービスを提供している場合は、1日につき左記の料金が加算
療養食加算	9円 （1食毎）	17円	25円	利用者の心身の状況に合わせ、糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等の療養食の提供を行った場合に加算
送迎加算 （片道）	193円	385円	577円	利用開始および利用終了日の際、ご自宅までの送迎を行った場合に加算
重度療養 管理加算	126円	251円	377円	要介護4または、5であって、手厚い医療が必要な状態にある利用〇者に対し、医学的管理のもとサービスを実施した場合に加算
緊急短期 入所受け 入れ加算	94円	188円	282円	ご家族の事情（ご入院など）により、緊急に短期入所療養介護の利用が必要になった場合に加算
緊急時治療 管理	542円	1,083円	1,624円	利用者の病状が重篤になった際に緊急的な医療管理（注射、投薬、処置等）を行った場合に加算
認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	209円	418円	627円	医師が在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、施設サービスを提供した場合、入所後7日を限度に左記の料金が加算
若年性認知 症入所者受 け入れ加算	126円	251円	377円	利用者毎、個別に担当者を定め、若年性認知症の利用者を受け入れした場合、1日につき左記の料金が加算
身体拘束廃止 未実施減算	10%減 （1日）	10%減 （1日）	10%減 （1日）	国が定める基準に満たない場合に減算

在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	54円	107円	160円	一定割合以上の在宅復帰・支援を実現している場合に加算	
総合医学管理加算	288円	575円	862円	医師が診療方針を定め、必要な診療、検査等を行い、診療計画を策定し、退所時にはかかりつけ医に情報提供を行うことにより加算 7日を限度とします。	
介護職員処遇改善加算	所定単位数の9.7%	所定単位数の9.7%	所定単位数の9.7%	介護職員の処遇改善に要する費用として、施設サービス費と各種加算、減算額を合計した金額の9.7%に相当する額が加算	✓
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	105円	209円	314円	生産性向上推進体制加算Ⅱに加えて、役割分担の取組等を行い、取組による成果が確認されている場合	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11円	21円	32円	見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善の取組による効果を示すデータ提供を行う場合	
口腔連携強化加算	53円	105円	157円	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果の情報提供を行った場合に加算	
日帰りショートステイ	684円	1,367円	2,051円	3時間以上4時間未満の場合。	
	946円	1,892円	2,838円	4時間以上6時間未満の場合。	
	1,314円	2,627円	3,941円	6時間以上8時間未満の場合。	

ご本人 負担額(1日あたり) = ① 円

* 1日あたりのご利用料金(単位:円)

	所得段階	居住費		☒
個室をご利用の方	第4段階	1,760円	1,000円 +消費税 (療養室料)	
	第3段階②	1,470円		
	第3段階①	1,370円		
	第2段階	550円		
	第1段階	550円		
多床室（4人部屋）をご利用の方	第4段階	810円		
	第3段階①、②	430円		
	第2段階	430円		
	第1段階	0円		

	所得段階	食費（1日あたり目安）	☒
朝：420円 昼（おやつ含） ：840円 夕：840円	第4段階	2,100円	
	第3段階②	1,360円	
	第3段階①	1,030円	
	第2段階	600円	
	第1段階	300円	

※食べられた分の食事代のみ請求となります

利用料（円）

項目	金額	内容	☒
理美容代	実費相当	理美容をご利用の場合にお支払いただきます。	
行事費 教養娯楽費	実費相当	小旅行・観劇等の費用や 通常のレクリエーション以外 に行う 趣味活動（ネット手芸やクロスステッチ等） に必要な材料費等の実費相当分についてお支払いただきます。なお、趣味活動の内容及び費用等については随時ご説明させていただきます。	
電気代 （１機種あたり）	５０円 +消費税	個人的に居室に持ち込まれる電気製品等に電気代がかかる場合にお支払いただきます。	
文書料	２,０００～ ５,０００円 +消費税	診断書や受領証明書等を発行した場合に一通につきお支払いただきます。	
受領証明書	５００円 +消費税	すでに発行した領収証を紛失され、領収証にかわる書類が必要な場合にお支払いただきます。	
処置材料費	３,５００円	当施設で死亡された場合、死亡処置材料費としてお支払いただきます。	

ご利用者負担額（１日あたり）： ② 円

ご利用日数あたり

① + ② = 円 × 日数 = 約 円

介護老人保健施設ケアポート栗東での短期入所療養介護サービス提供の内容等について、ご本人（身元引受人）に対して、本書面に基づいて重要事項の説明と料金表の説明を行いました。本書を2通作成し、ご本人（身元引受人）、施設が署名の上各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

《施設》

住 所：滋賀県栗東市大橋二丁目8番2号
名 称：介護老人保健施設 ケアポート栗東
管理者：吉岡 誠

《説明者》

職 名： 支援相談員
氏 名：

重要事項の内容と料金表について説明を受け、その内容に同意し、了承しました。

《ご本人》

住 所：

氏 名：

《身元引受人》

住 所：

氏 名：

（続柄 ）

《代理人》

住 所：

氏 名：

（続柄 ）